

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月1日
【会社名】	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
【英訳名】	MINKABU THE INFONOID, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 社長 瓜生 憲
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-6274-6490(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理管掌 矢口 順子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-6274-6490(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理管掌 矢口 順子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月28日開催の当社第18期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

1. 減少する資本金及び資本準備金の額

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額のうち、3,214,975,000円を減少し、減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額のうち、2,654,975,000円を減少し、減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

当社グループ会社における事業領域の拡大に伴い、第2条(目的)につきまして、目的事項の変更をするものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に、瓜生憲、宮本直人、矢口順子、伴将行、高田隆太郎、澄田誠、及び榎徳子の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役に、石橋省三氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役に、山田聡子氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件	80,151	2,101	-	(注)1	可決 97.13
第2号議案 定款一部変更の件	79,419	2,838	-	(注)1	可決 96.39
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 瓜生 憲 宮本 直人 矢口 順子 伴 将行 高田 隆太郎 澄田 誠 槇 徳子	71,583 71,950 71,979 71,671 71,677 79,398 79,382	10,664 10,297 10,268 10,576 10,570 2,849 2,865	- - - - - - -	(注)2	可決 88.58 可決 88.94 可決 88.97 可決 88.67 可決 88.67 可決 96.38 可決 96.37
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 石橋 省三	79,351	2,906	-	(注)2	可決 96.33
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 山田 聡子	79,464	2,793	-	(注)2	可決 96.44

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算してありません。

以上